

診療上の情報公開用文書

当院の未承認新規医薬品等評価委員会にて、以下の治療法が承認されました。病院ホームページにて情報を公開することにより、患者さん(若しくはそのご家族)から同意をいただくことの代わりとし、治療を実施します。なお、本件について同意できない場合でも、診療において不利益を被ることはありません。内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

2023年8月1日作成

実施内容	治療上必要となった場合の「添付文書で定める用法用量を超えた注射用カリウム製剤の使用」について
対象患者	当院で治療を受ける患者で、低カリウム血症を呈した患者
実施期間	2023年9月1日からマニュアル内容見直しの必要性が生じるまで
概要	<p>【添付文書に記載された使用方法】</p> <ol style="list-style-type: none">① カリウムイオン濃度として 40mEq/L 以下② 投与速度はカリウムイオンとして 20mEq/hr を超えない③ カリウムイオンとしての投与量は 1日 100mEq を超えない <p>【適応外となる使用方法】</p> <p>重度の低カリウム血症や内服困難な場合には、注射用カリウム製剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書上で使用法が定められています。しかし、臨床現場においては輸液量を絞る必要がある場合や、急な補正が必要な場合に高濃度で使用する場合があります。当院では集中治療室、手術室等においてこれを超える濃度での使用を認めています。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあります。また、点滴注射用カリウム液は、腕などの細い血管に点滴すると血管の痛みが生じることがあります。そこで、低カリウム血症の治療が必要な入院患者さんに対して、国が定めるよりも高濃度のカリウム液を投与する場合、当院では以下のルールを守り点滴投与を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 点滴注射用カリウム液のカリウム濃度は 50mEq/100mL 以下とする。・ 高濃度のカリウム液を点滴注射する場合は、必ず太い血管(中心静脈)から投与する。(透析患者さんには透析装置から投与する場合があります。)・ 急速投与はしない(国が定めるカリウム投与速度 1時間に 20mEq 以下を守る)。・ 心電図モニターを装着し、不整脈が起こらないか観察する。・ 血液検査を行い、血液中のカリウムの値を測定する。
問い合わせ先	江戸川病院 薬剤科 電話:03-3673-1221(代表)